

第7回新型コロナウイルス対策本部会議決定事項

3月12日、岐阜県第2回新型コロナウイルス感染症対策協議会が開催されたことを受けて、臨時の第7回新型コロナウイルス対策本部会議を開催した。

1. 岐阜県第2回新型コロナウイルス感染症対策協議会の協議事項の確認

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会における岐阜県の説明及び協議事項について、概要を次の通り確認した。

- ①岐阜県が新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプラン「第2弾」を策定中である。
- ②イベント等について、3月22日（日）まで、中止、延期又は規模縮小等を継続する。

2. 市が主催・共催するイベントの中止・延期等について

市が主催・共催するイベントについては、3月15日（日）までとしていた期間を3月31日（火）まで原則中止・延期とする。

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について

新型コロナウイルス対策について、緊急事態宣言が発令できるよう法改正を審議中。法律に基づく緊急事態宣言となるため、県知事による強制力の強い“要請”を出すことができることとなる。

4. 新型コロナウイルス感染症患者の移送にかかる覚書の締結について

岐阜県健康福祉部と多治見市消防長との間で「新型コロナウイルス感染症患者の移送にかかる覚書」を締結した（3月11日付）。県下の各消防長も同様に締結。

【覚書の内容】

多治見市は、同一保健所管内で同時に複数の当該患者が発生するなど、岐阜県の移送能力を超える事態が生じた場合において、岐阜県の要請に基づき移送に関して協力を努める。

5. 市内で感染者が発生した大垣市の対応を確認

- ①市の施設の消毒は市が行う。
- ②他の施設の消毒は県が行う。
- ③防災行政無線（同報系）は放送していない。

本市において感染者が発生した場合においても、防災行政無線の放送は大垣市と同様に行わないことを決定した。